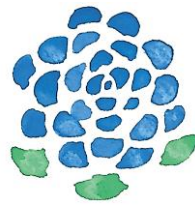


佐事研だより



佐賀県公立小中学校事務研究会
編集発行人 会長 井手 和久

会員各位

紫陽花が大輪の花を咲かせる頃となりましたが、会員の皆様におかれましてはいかがお過ごしでしょうか。今号は、6月9日（金）に開催されました佐賀県公立小中学校事務研究大会についての報告です。

第40回 佐賀県公立小中学校事務研究大会 報告

会長あいさつ



佐賀県公立小中学校事務研究会 会長 井手 和久

本日は、非常にお忙しいなか、来賓の方々にはご出席いただき、本当にありがとうございます。お忙しいにもかかわらず、お集まりいただいたのは、私たち事務職員に期待を寄せられているからだと思います。

今回は、県教職員課の寺田副課長より、「採用の一元化」から「教育行政職員採用」へ移行することの説明、グランドデザイン班から「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策」、「学校現場における業務の適正化」を受けて Ver1.3 へ改訂の発表となっています。また研修制度開発班から共同実施をより強固にするにはどうすればいいか、4年間に渡った研究の結果を発表します。最後に文部科学省の尾川様から法律の改正「事務をつかさどる。」について説明してもらいます。

本日の研修は、仕事に一層邁進できるようなポジティブな大会になると思っています。1日しっかりと聴かれ、自分で考えて、腑に落ちる形で飲み込んでいただければと思っています。

来賓あいさつ



佐賀県教育委員会 副教育長 福地 昌平 様

今、学校は児童生徒の学力向上や生徒指導、特別支援教育などに関する課題だけでなく、保護者や地域への情報公開や危機管理等、様々な課題の解決に向けた迅速な対応が求められています。そのためには校長のリーダーシップの下、組織的、機動的な学校運営を推進していく必要があります。佐賀県教育委員会としてもチーム学校の推進に力を入れているところです。チーム学校においては、今後、財務や法令に精通した学校事務職員の方々の役割というのはますます重要度が増してきます。

すでに皆様もご存知かと思いますが、平成30年度職員採用試験から、教育行政職としての採用を始めます。このことは、教育に心を寄せて、児童生徒とともに自ら成長していこうとする学校の職員としての在り方を大切にしたいためです。あわせて、これまで以上に学校事務職がその仕事の幅を広げ、躍動感のある職となることが求められています。本日お集まりの皆様には本大会において、学校事務職員として、今後学校運営にどう携われるかを意見交換等行っていただき、学校教育への更なる貢献を目指していただきたいと思います。



佐賀県小中学校校長会会長 上峰中学校校長 野口 敏雄 様

佐賀県ではいち早く学校運営支援室を核とした事務の共同実施が行われ、効率的な学校事務組織マネジメントを意識した事務職員の資質向上が着実に進んでおり、他県からも注目をされているところです。これからは、様々な社会的変化がさらに進展し、複雑で予測困難な時代になると言われています。学校においても、昨年12月の中教審答申、本年

3月の新学習指導要領の告示により、教育課程の検討、指導方法の工夫改善が求められています。

一方、いじめや不登校対策、特別支援教育の充実などの従来からの多様な教育課題への対応も求められており、ますますチーム学校として機能的で活力ある学校経営の展開が必要となってきます。そのために学校事務職員の皆様の存在は欠かせないものであり、チーム学校を担う重要なパートナーとして、お力を発揮していただくことが重要です。業務につきましては多様化、複雑化の様相も否めませんが、どうか心身ともにご健康に留意され、ますますお力を発揮されますよう心から願っております。



講演

「これからの事務職員への期待」

佐賀県教育庁 教職員課副課長 寺田 博文 様

知事部局の人事課と協議した結果、現在の事務職員の採用一元化につきましては、次年度から見直すことになりました。それぞれの任命権者で採用することになり、知事部局の行政にくわえ、教育委員会の教育行政という新たな試験区分による採用試験を開始することにいたしました。

教育委員会では、この度の採用一元化の見直しに伴い、学校事務職員の職務領域をもっと広げていきたいと考えています。それでは、教育行政職員がこれまでの学校事務職員から何が変わっていくのか、どのような役割が期待されているのか、私の思いを込めて説明させていただきます。

まず、教育行政職員とは、教育に係る行政事務を担う専門職員と考えています。佐賀県庁においては、農林水産部、産業労働部、様々な部局に分かれています。教育行政職は、そういった一分野である教育の特定の領域の行政事務にいろいろな形で従事していただきます。従来の学校における事務処理はもちろんのこと、これまで以上に学校の運営に積極的にかかわっていただきたいです。

また、義務制の学校だけでなく、県立学校、教育委員会事務局、教育センター、教育事務所にも勤務していくことになります。そこで学校を指導したり、あるいは教育政策に自ら担当者としてかかわっていくことになります。教育に係る行政を担う専門職員とは、佐賀県教育のあらゆる分野に活動領域を広げていく教育分野の専門行政職員ということです。

次に、教育行政職員の範囲とは、教育行政の新規採用職員、それから採用一元化で教育庁を選択した職員、学校事務採用試験等により現在学校事務職員として働いている皆様です。採用区分の違いこそあ



れ、同じ仲間として教育に係る様々な業務経験を通じ、佐賀県の教育を政策、事業面でも支えていただくことを期待しています。

次に、教育行政が目指すものについて話します。まず、この度、事務職員の職務領域を広げていくとした背景には、現在学校が様々な課題を抱えていることにあります。それらへの対応力を高めていくために、「チーム学校」として、教員、事務職員に関係なく、同じ職場の職員として一緒に学校経営を支えていかなければなりません。事務職員の学校経営への参画は、管理職に対するマネジメント研修などで呼びかけていますが、まだまだ教員と事務職員の壁は崩れていないのではないかと思います。事務職員の専門性を生かして、児童生徒や地域ともっとかかわりながら、一体となって「チーム学校」を推進していくためには、もっと力量を高めていく必要があります。

例えば、教育委員会事務局に異動して、児童生徒に影響を与えるような政策の立案の担当者として携わって、経験を積んでいただくことで、学校現場に戻ったときに先生と対等に意見交換していけるような知識や力量を得ることができるのではないかと考えています。また、現在このような現場は知事部局の行政職員や学校の先生がほとんどです。今後、教育政策を行う教育委員会事務局を中心とした幅広い教育に係る行政部局に教育行政職員が勤務していただき、その大部分を担っていくような体制に変えていければと思っています。

これまで以上の取組を行っていくためには、現場を熟知している先生の力だけではなく、それとは異なる、あるいは違う視点、もっと広い視点から物事を捉えて事業に取り組むことができる教育行政職員の存在が必要不可欠になります。しかしながら、大きな改革というのは一気にやると綻びがあるので、無理をしない範囲で取り組むことが重要です。今後、10年、20年かけて少しずつ着実に体制を変えていきたいと考えています。

次に、教育行政の業務ですが、今までやってこられた予算、財務、給与等の事務と企画教育に係る様々な計画、政策の立案といった学校経営、地域への連携など活動領域を広げていきます。また教育委員会に異動して現場に戻ってきたときには、「チーム学校」の推進に努めていただきたいと思います。教育委員会の政策は現場に届いているのか、本庁の考えが現場に反映されているのか、反映されていないのであれば、どこに問題があるのか、検証をしていただきたいと思います。

しかしながら、教育行政の主戦場は学校現場であります。「教育事務局等で得た経験を持って、学校で成果を出す。」、このことが教育行政の目指している最初の目的であります。

今回の改革のコンセプトは、「壁を超える。」です。教員と事務職員の壁、地域との壁、義務と県立の壁、学校と教育事務所の壁、あらゆる壁を超えていただきたいと思います。

このような改革の時に大切なことは、意見交換などを通じた皆様との共感、私たちがやろうとしていることに対する共感、納得感、それから私たちのいろいろな気づきを得ながら進めていくということです。事務職員の皆様をお願いしたいことは、教育委員会事務局等に異動された時に、その職務をしっかりと全うし、評価を積み上げることです。私たちがその環境を整えて、ある程度の道筋をつけますが、その先は皆様に頑張って道を切り開いていただきたいと思います。

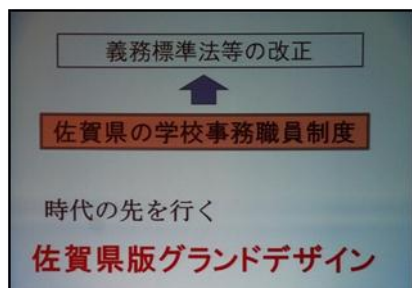
最後になりますが、私の業務経験のなかで思っていることは、知事部局の様々な行政の課題は教育、つまり人づくりに繋がっているということです。今後の佐賀県を担っていく人材をどのように育てていくのか、教育に与えられた使命は非常に大きいものです。やりがいがある仕事だと思います。今後、職域は広がりますが、「教育の現場を変えたい。教育の現場をよくしたい。学校現場で教育を支えたい。教育の助けになりたい。」今までどおりの皆様の思いをそのまま教育行政職員に求めたいと思います。



発表Ⅰ

佐賀県版グランドデザイン Ver. 1.3

佐事研研究開発部 グランドデザイン研究班



今回、平成 27 年の中教審答申「チームとしての学校の在り方と今後の改善方策について」（以下答申）と「平成 28 年文科省通知学校現場における業務の適正化に向けて」（以下通知）を受けて、グランドデザイン Ver1.3 へ改訂しました。答申及び通知の内容と佐賀県版グランドデザイン Ver1.2 を比較検証してみますと、学校事務職員に関連する文言のほとんどがすでにグランドデザインに盛り込まれており、グランドデザインが目指す方向性と時代の要請が一致し

ているということが確認できました。この比較を受け、今回の改定は一部文言の追記修正としています。改訂作業にあたり、私たちの目指す方向性が間違っていなかったと確信すると共に、時代の要請は「佐賀県版グランドデザインの実現」を望んだものになっていることをひしひしと感じています。この佐賀県版グランドデザインを新しい学校事務を創造していく道標として、佐賀県の学校事務職員が共有し、実践を重ねていくことを期待します。また、今年 4 月には、義務標準法等の一部改正がありました。今回の Ver1.3 にどのように取り込むかについてまでは間に合いませんでしたが、この標準法等の改正の中身を見れば、すでに佐賀県が取り入れている内容ばかりです。佐賀県が条例で定めていたことを、ようやく国が法律で定めてきたということになります。今回改定した、佐賀県の進んだ学校事務職員制度に基づくグランドデザインに、必ず目を通してほしいと思います。自分のキャリアアップにつながる内容ばかりです。これからも国に追いつかれないように、どんどん時代の先を行く佐賀県版グランドデザインを作っていきたいと思います。



発表Ⅱ

学校事務職員の人材育成の考察

佐事研研究開発部 研修制度開発班

佐賀県では、人材育成の方策として、市町立小中学校事務職員の標準的職務一覧表の整備、共同実施の全県下実施、さらに管理職事務長等の新しいポストを作り、事務長に認定権を与えるなど権限委譲を進めて、研修を行うことで、責任感やモチベーションを高める施策が行われています。そこで、研修制度開発班は、これらを補完するものとして、個人がキャリアを意識することによる人材育成を研究しました。そしてたどり着いた結論は、室長と室員との面談でした。





人は、経験や研修することで成長し、経営資源として、価値を高めることができます。では、より成長できるのは、どのような場合でしょうか。同じ内容の研修を受けても、やらされ感を持つ人と主体性を持つ人との間には、成長に大きな差が生じます。人材育成を進めるに当たって、主体性をいかに持たせるかがまず第一歩であると考えます。主体性を持つためには、自分が将来どのような人間に成長したいか、どのような生活を送りたいかなど、仕事のみでなく、人生の目標を持つことが重要

です。目標を持つことで、達成するために必要なものを考え、自己の強み、弱みをどう生かし、どう克服するのかを考え改善することができます。この改善と仕事や研修の目的が一致しているとき、人間は成長していくと考えます。そのために、自分の目標を確認し、組織の目標と比べることから始め、その上で、違いを修正して、研修が自分にとって目標を達成するために必要であるという思考に転換できなければなりません。そこで、学校事務職員の職務を理解している室長と面談を行うことで、自分の目標を形成しやすくなると同時に、その目標を組織の目標と重なるように誘導できないかと考えています。また、室長の視点から、自分では気づけない自己の特性を知る機会となり、主体性を持って研修を受けることにつながっていくと考えます。

～組織の目標（組織に求められる人材像）～

- ・ 専門性を生かし、校長を学校運営チームの一員として補佐する事務職員
- ・ 教員等が行っている管理的、事務的業務に関して更に役割を担っていく事務職員
- ・ 教育活動において、人的・物的資源等を効果的に活用する事務職員
- ・ 正確迅速な事務処理能力、人事・給与・服務に関する知識に加え、問題を発見し、解決する能力、渉外・交渉・連携する能力、組織でのチームとして成果を出す能力を持っている事務職員



今後、面談のスキルをアップさせる研修の実施、面談した後の記録及び情報管理の方法等が課題です。

面談の流れですが、キャリアアップ面談票と業績評価表を利用して、年に1回、可能であれば2回、定期的実施することを提案します。キャリアアップ面談票は、室員が支援室を越えて異動した場合、又は室長が異動したときに活用します。面談票を提出してもらい、面談で、室長は室員の自己目標や特性をできるだけ早く把握し、支援室内での業務分担や能力開発へ生かしてほしいと考えています。

次に、毎年行う面談については、業績評価表を活用します。評価表のコピーを提出してもらい、まず、室長は学校長と面談を行います。その中で、学校での役割や期待などを聞き取り、室員との面談では、自己目標を実現させるために、具体的な方法について、検討を行います。必要であれば、追加修正を促していきます。この後も、必要に応じて、面談の機会を設け、進捗状況などを確認し、室員を支援します。さらに、室長は統括事務長と面談し、支援室全体の課題や状況を報告、指導助言を求めます。統括事務長は、その結果を次年度以降の研修につなげ、改善できると考えます。1月中旬には、自己評価を行った評価表のコピーを室長へ提出します。これをもとに、2回目の面談を行い、達成度や自己評価について、客観的な評価にして、次年度へフィードバックします。室長は、支援室の成果や課題を、再度、統括事務長へ報告し、統括事務長は、指導助言を行います。注意していただきたいのは、この提案と全く同じように実施してくださいということではないということです。ただし、全室員に対して、定期的な面談を行うという点については、必ず実施していただきたいと考えています。

時代は常に動いており、学校事務職員に求められるものも大きく変化しています。この変革の時代に対応できる人材を育てることが急務であり、その人材育成システムを構築しなければなりません。改めて、面談は最も手軽で有効な人材育成方法のひとつだと考えます。

文科省行政説明

「改正義務標準法等に関する行政説明」

文科省初等中等教育局財務課 教職員配置計画専門官 尾川正洋 様

学校教育法第 37 条第 14 項が「事務職員は、事務をつかさどる。」に改正され、「共同学校事務室」の規定が整備されたことによって、私たち事務職員にどのような役割が期待されるのかを中心に行政説明をしていただきました。この説明を通じて、尾川専門官から何度も「佐賀県は先進的な取組をしている。」「すでに佐賀県が取り組んでいるものばかり。」と話していただき、佐賀県の実務職員として、自信を深めることができました。

改正義務標準法とは、チーム学校のための改正であり、次の三つの措置を講ずるもの。

- ・事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備。
- ・基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正。
- ・学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備。



事務職員の職務内容の改正及び「共同学校事務室」の規定の整備

事務職員の職務内容の見直しによって、「事務職員は、事務に従事する。」から「事務職員は、事務をつかさどる。」に文言が変更されています。これは、学校組織における唯一の総務・財務等に通じる専門職である事務職員がその専門性を生かして、学校の事務を一定の責任をもって自己の担任事項として処理することとし、より主体的・積極的に校務運営に参画することを目指すものです。この見直しによって、事務職員に大きな期待が寄せられる一方、過度な業務が集中しないよう、共同学校事務室の仕組みの活用等も含めて、業務の効率化を進めるとともに、新たな職務を踏まえ、資質・能力・意欲のある事務職員の採用、研修等を通じた育成も期待されています。「事務職員は、事務をつかさどる。」という文言は、まさに学校マネジメントに管理職が注力できるよう、学校全体として事務の効率化が図られるということであり、校務運営が改善されることが期待されています。

共同学校事務室の設置の制度化により、事務の共同処理の実施に係る責任・権限関係の明確化、共同学校事務室での OJT の実施による事務職員の育成及び資質の向上など、事務処理の更なる効果的な実施や事務体制の強化が期待されています。共同学校事務室の室長や職員には、教育委員会の職員ではなく、学校の事務職員を充てることが前提とされていることもポイントです。室長には、各校の意向を踏まえられよう各校長と連携を図ることが求められており、同時に、教育委員会にも共同学校事務室及び各校の校長と連携を図り、適宜必要な支援を行うことが求められています。また、人員削減や人事異動があっても継続的に事業を推進できることも共同学校事務室のメリットのひとつです。

基礎定数化に伴う教職員定数の標準の改正

国会審議の国務大臣の答弁の中でも、事務職員に期待される役割がますます高まっていることが明言されています。あわせて、共同学校事務室の制度化が学校に事務職員が配置されていることを前提とした仕組みであり、事務職員の削減、非常勤化を図るものではないことや、教職員定数の加配事由に共同学校事務室を明示し、事務体制の強化に取り組んでいくことも述べられています。

事務職員の職務の例示等のガイドラインについては、先進的な取組をしている自治体の例を参考にする旨の答弁もあり、佐賀県の取組がガイドラインの基本になるのではないかと考えています。文部科学省では、事務職員を対象とする研修プログラムの開発や全国的な普及を図るとともに、教員研修において、各地域の中核となる事務職員を対象とする中央研修を平成 28 年度から実施するなど、事務職員の研修の充実に取り組まれています。

教職員定数について、第 1 次学級編制及び教職員定数改善計画から現在までの変遷のなかでも、平成 10 年 9 月 21 日の中教審答申は、共同学校事務室の現在につながる大事な答申です。これを受けて、平成 11 年度から学校事務の共同実施に関する調査研究ができるよう義務標準法施行令が改正されました。第 7 次教職員定数改善計画のなかで「事務の共同処理」の加配制度が創設され、726 名の定数増が行われました。しかし、平成 18 年度から平成 22 年度の教職員定数の改善では、「定数の冬の時代」が始まり、5 年間で 146 名の加配定数増にとどまっています。平成 23 年度から平成 28 年度の教職員定数の改善では、事務の共同実施を目的として、213 名の加配定数が増加しました。平成 21 年度には学校教育法施行規則を改正し、事務長制度が創設され、事務の共同実施のための加配措置と相まって、全国的に事務長職を制度化し、配置する都道府県が増加しています。

学校運営協議会の役割の見直し、「地域学校協働活動」の実施体制の整備

少子化のなかにあっても、激しい社会変化のなかで様々な課題や特別の学習ニーズのある子どもたちの数は増大しており、学校は対応を迫られています。深刻化する子どもの貧困、障害のある児童生徒の増加、日本語指導が必要な外国人児童生徒の増加、学習指導以外に特別なサポートが必要な子どもの増加など、課題は多岐にわたり、なおかつ、複雑化しています。

昨今の学校は、子どもにかかわる情報が集まるプラットフォームであり、学校から行政や N P O、地域に情報を流し、連携することが大切です。うまく連携することができなければ、学校の役割が増大し、業務量過多に陥ってしまいます。実際に、教員勤務実態調査によると、平成 18 年度と比較して、管理職、教諭いずれの職種でも勤務時間が増加しています。これを解消するためには、教員と事務職員、お互いがどのような業務を担っているかを理解することが必要です。業務内容を理解しなければ、どの業務を担うことができるか議論すらできません。業務内容が明確になれば、事務職員が担ったほうがよいもの、P T A と連携できるもの、地域と協働できるものなどが明らかになります。そして、非効率な働き方をしている教員の業務改革をすることも可能になります。



質疑応答

Q. 法改正により「従事する。」から「つかさどる。」になり、学校事務職員のより一層の学校経営参画が期待されていますが、今後事務職員の加配定数の拡大を進めるため、どのような業務を担っていけばよろしいでしょうか？

A. 事務職員が担当する業務内容については、最初に、教員と事務職員の業務内容をお互いが共有化してから議論をしてほしいです。それから教員の多忙化要因の業務について、事務職員から業務改善案の提案をすることで、業務拡大を進めてほしいと思います。



Q. 法改正により、コミュニティスクールの設置が義務となりました。今後コミュニティスクールの設置において、地域連携担当職員としての学校事務職員の加配の議論は、国では進んでいるのでしょうか？

A. コミュニティスクールだから必要だという議論はいったん終わっております。今後は、コミュニティスクール含め、学校全体としての事務機能の強化を図る事務職員の定数増が重要です。

Q. 「事務をつかさどる。」と法改正がされましたが、具体的に事務職員が行なえる権限を、国から示していただけないでしょうか？

A. 事務職員にどこまでの権限を与えるかは、これからの検討課題の一つです。一気には無理ですが、これから、事務職員の職務がより明確になるため、与えられる権限もより明確になっていくと思います。

Q. 学校教育法施行規則の「事務主任」と佐賀県の副室長としての「事務主任」の役割で、位置づけに違いはあるのでしょうか？

A. 例でいえば「主幹教諭」においては、国と各県で意味合いが違っていました。「事務主任」においても問題点があれば、全体として整理が必要なので、今後検討したいと思います。

平成 29 年度 役員の紹介



役職	氏名	所属	役職	氏名	所属
会長	井手 和久	唐津市立海青中学校	研究開発部長	松本賢次郎	嬉野市立嬉野小学校
副会長	池田 洋	みやき町立中原中学校	研修企画部長	吉田 敬幸	伊万里市立大坪小学校
副会長	福田 裕子	佐賀市立高木瀬小学校	情報推進部長	今村真一郎	唐津市立厳木中学校
副会長	才田 充治	唐津市立第一中学校	事務局長	七田 英幸	白石町立白石中学校
副会長	永吉 正彦	伊万里市立啓成中学校	事務局次長 (業務)	江口 文子	江北町立江北小学校
副会長	野中 辰茂	鹿島市立西部中学校	事務局次長 (財務)	森下 正俊	唐津市立相知中学校

編集後記

今年度も新体制にて佐事研がスタートしました。平成 30 年度から新しく教育行政職員の採用や法改正「事務をつかさどる。」など私たちを取り巻く環境が変わろうとしています。これからも皆様の仕事に役に立つような情報を、部長をはじめ、情報推進部員一同、会員の皆様に向けてお届けできるよう活動していきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

